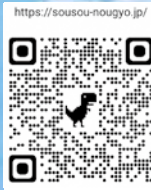


農業振興普及部だより

# みどりのこだま

～ひとつ、ひとつ、実現するふくしま～



▲(相双就農ポータルサイト)

第 101 号  
令和 4 年 6 月 1 日 発行

福島県相双農林事務所農業振興普及部  
〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30  
TEL (0244) 26-1150  
FAX (0244) 26-1169  
E-mail : shinkouhukyu.af06@pref.fukushima.lg.jp

## 令和4年度 農業振興普及部の活動体制

東日本大震災及び原子力発電所事故から11年余りが経過したところですが、この地域で培われてきた集落ぐるみの取り組みや大規模農業法人等の技術と経験が生かされ、津波被災や避難指示等区域の営農再開も徐々にではありますが、着実に前進しております。一方で、農業従事者の高齢化や担い手不足が益々深刻な状況になっており、これまで経営の柱であった米の価格下落も営農再開に向けての大きな課題となっています。

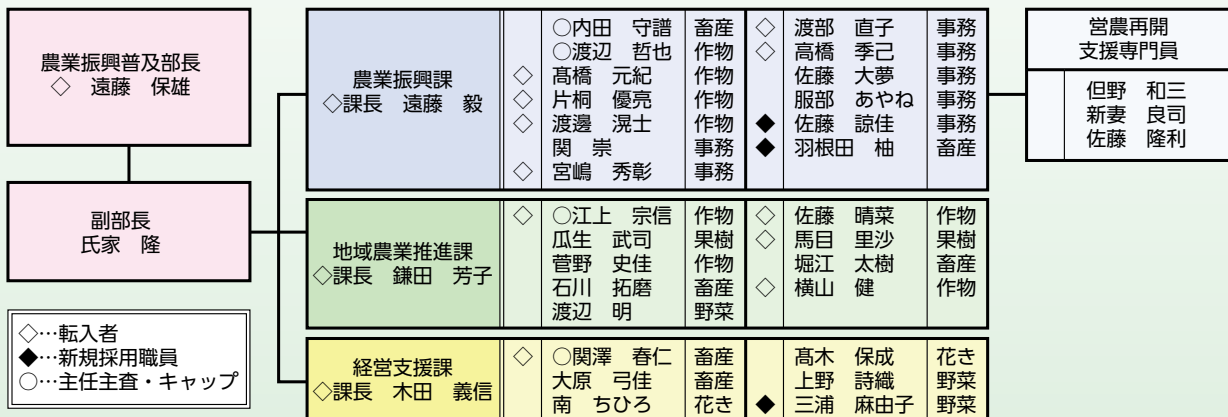
このような状況から、農業振興普及部としましては、スタッフ計36名一丸となり、関係機関・団体の皆様と共に新たな農業者の確保・育成に取り組むとともに、園芸作物等を組み合わせた収益性の高い経営の確立に向けて活動してまいりますので、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

農業振興普及部長 遠藤 保雄



今年度は転入者15名、新規採用職員3名が加わり、総勢36名の新体制となりました。相双地方の農業振興を職員一丸となって支援していきます！

### ○相双農林事務所 農業振興普及部組織体制



◇…転入者  
◆…新規採用職員  
○…主任主査・キャップ

## 令和4年度新規指導農業士をご紹介します!

令和4年1月18日に「令和3年度福島県農業士認定証交付及び福島県指導農業士退任者知事感謝状贈呈式」が行われ、相馬管内からは新たに1名が農業士として認定されました。



ハタヨネジ

畠米七さん(新地町 果樹農家)

リンゴを4ha栽培する果樹農家であり、過去には青年農業士として地域農業の発展に貢献されました。「新たな栽培技術を積極的に導入し、更なる知識・技術の研鑽を積むとともに、農業後継者の育成と地域農業の振興に尽力したい」と抱負を語って頂きました。

## スマート農業社会実装推進事業 日本なし 実証ほの取組

なしジョイントV字トレリス栽培の実証ほを設置し、定植3年目で成園並みの収量が得られ、慣行樹形より作業時間を約15%削減することができました。

スマート農業社会実装推進事業は、被災地域や中山間地域等において、大規模化、省力化、安定生産等に貢献する新技術やICT、高性能機械等を活用したフィールド実証ほを設置し、当該技術の速やかな普及を図る事業です。そこで、当地域では神奈川県で開発された「なしジョイントV字トレリス栽培」の実証ほを南相馬市鹿島区に設置しました。

ジョイント栽培は複数の樹体を連続的に接ぎ木で連結し、直線状に1つの集合樹として仕立てる方法です。樹冠拡大が早く、早期成園化が図られます。さらに、直線的な移動で作業することができ、せん定や収穫等の栽培管理の作業時間を短縮し、省力化が図られます。ジョイントV字トレリス栽培は、それらに加えて、側枝をV字状に配置することにより、目の高さでの作業が多くなり、軽労化が図られます。

今年度、実証ほの単収が「王秋」では3,247kg/10a、「甘太」では3,215kgと定植3年目で概ね成園並みの収量を確保することができました。また、単位収量あたりの作業時間は3,850分/tと慣行樹形より約15%短くなり、早期成園化と省力化を実証することができました。

すでに一定の導入効果が実証されておりますが、継続してジョイントV字トレリス栽培の導入効果を検証していきます。併せて、実証成果を活用し、ジョイントV字トレリス栽培のさらなる拡大を図っていきます。



## 営農再開支援事業 先端技術実証コンソーシアム

### ・2年間の総括

令和2～3年の2カ年でスマート農業技術等の先端技術実証コンソーシアムを実施してきました。

実証では19の技術を導入・実証することで、水稻と大豆により大規模に農地を活用しつつ、タマネギによる収益も確保することができ、大規模複合経営（水稻×大豆×タマネギ）による「儲かる農業」を実現することができました。

大規模複合経営を成立させるためのポイントは、「作業の省力化」「労力の分散化」「生産の安定化」の3つの課題を同時に解決することです。

これまでの技術ではすべての課題を同時に解決していくことが困難でしたが、スマート農業技術を活用することで、これまでの農業の常識を打ち破ることが可能となりました。

特に、密苗などのひとつの作業に必要な人数を削減する技術や、自動操舵・ガイダンスシステムなどの作業員を分散させる技術は、複数品目の作業競合を適切にマネジメントするのに有効でした。

南相馬市ではGPS基地局の設置など、スマート農業を推進する環境が整い始めており、今後のさらなる普及拡大が期待されます。

一方で、スマート農業技術は導入に多額の投資を伴う技術も少なくないため、農業者ひとりひとりがどのような経営を目指し、どのような課題を解決しなければならないのかを吟味して、真に必要な技術を選択していくことが重要です。

課題	(作業の)省力化	(労力の)分散化	(生産の)安定化	
手法	密苗		リモートセンシング	
	GNSSガイダンス・自動操舵システム		可変追肥	
	直進アシスト田植機	乾田直播 (シードドリル) (バーチャルハロー) (溝堀機)	ドローン防除	
	水管理システム (Farmo)		土壌分析	
	ロボットトラクター		食味分析	
	リバーシブルプラウ		可変基肥	
	GPSレベラー・ガイダンス		カットドレーン	
	粒状散布装置		モミサブロー	
	情報処理:経営管理システム (ヤンマースマートアシスト)			収量コンバイン

図 1 課題別実証技術一覧

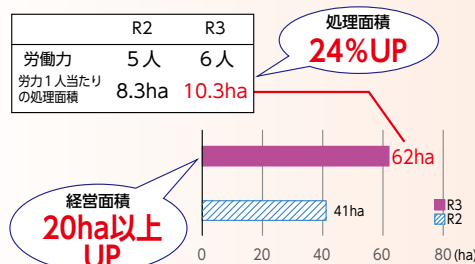


図 2 実証結果

## 令和3年度鳥獣被害対策モデル集落について

鳥獣被害対策は個人で取り組むよりも、集落単位で取り組む方が効果的です。相双農林事務所農業振興普及部では、集落、市村、専門家と連携し、防護柵（電気柵やワイヤーメッシュ柵）の設置、生息環境管理（藪の刈り払い、放任果樹の伐採）、個体数管理（捕獲）を実施する総合的な鳥獣被害防止対策モデル集落を設置しています。

令和3年度は、前年度から引き続き「飯館村上飯樋集落」を対象に、防護柵が設置できない林道や県道に侵入防止ゲートや、「返し（防護柵を百メートル程度、道の両脇に設置する方法）」を設置して、被害の防止を図りました。

上飯樋集落では、令和元年度より、鳥獣対策の基本から、侵入防護柵の選定方法、防護柵の設置ルートなどの対策を専門家に学びながら、集落、飯館村、農業振興普及部と連携して取り組むことにより効果的な鳥獣被害対策を講じることができるようになりました。現在は、既設の防護柵の点検や補修を自主的に実施するなど、鳥獣被害対策に積極的に取り組むモデル集落になっています。



【ワイヤーメッシュ柵の設置】

## 緊急時環境放射線モニタリング検査と出荷制限解除の流れについて

出荷制限等品目については、出荷・譲渡、販売がないようにお願いします。

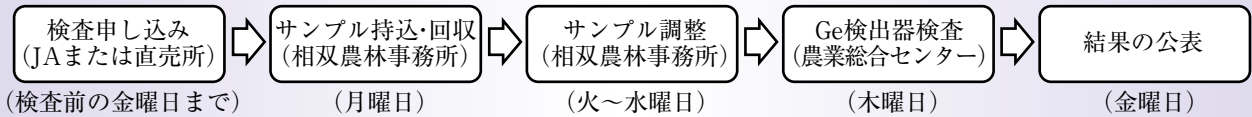
相馬地方の出荷制限等品目一覧はHP「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」(<https://www.new-fukushima.jp/>)に記載されていますので、ご確認をお願い致します。

### 園芸品目の緊急時モニタリング検査について

モニタリング検査は、相馬地方で生産される野菜・果実等への放射性物質影響と安全性の確認、及び消費者への正確な情報提供のため実施します。

出荷制限及び解除は、県が行う「緊急時環境放射線モニタリング」の結果により判断されます。なお、出荷制限品目以外の野生山菜を出荷する場合であっても、「山菜類等(栽培もの)の確認」が必要となりますので、検査に御協力をお願いします。

・園芸品目の緊急時モニタリング検査の流れ



## 盛夏期の熱中症を防ぐため、できることから対策しましょう!

これから気温が高くなり、暑い中で作業することが多くなります。下記の例を参考に対策を行い、農作業安全に努めましょう!



- ・気温の高い時間帯、体調がすぐれない時は作業をしない。
- ・作業は複数人でお互いの体調変化に気をくばる。
- ・1人で作業を行うときは、家族に伝えてから行う。
- ・通気性の良い服装で作業し、帽子を必ずかぶる。
- ・1時間に1回、10分を目安に涼しい場所で休憩をとる。
- ・1時間に500mlペットボトル半分以上の水分をとる。

## 農薬適正使用について

安全な農薬使用のため、最新の登録情報の確認を行い、  
周囲への飛散防止、使用した器具の洗浄等の徹底を心がけましょう!

- 農薬を使用する際は、商品のラベル表示事項を必ず確認してから使用しましょう。
- 農薬の有効成分の総使用回数に特に注意しましょう。  
商品名が異なっても、同成分を含む農薬があります。同成分を何回使用したか、正確に記録しておきましょう。

医薬用外劇物	農林水産省登録 第00000号
殺虫剤	
商品名	〇〇水和剤
種類名	〇〇水和剤
【成分】	〇〇〇〇〇〇 20.0%
	有機溶媒、乳化剤等 80.0%
【性状】	〇〇
最終有効年限(西暦下2けた)08.10	



必ずラベルと使用基準は確認しましょう!

←ラベル記載例 ↓使用基準記載例

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量(L/10a)	使用時期	本剤の使用回数	〇〇を含む農薬の総使用回数
〇〇〇	アブラムシ類	4.000倍	100~300%	収穫7日前	3回以内	3回以内